

平成目安箱への回答 No.18 特定の団地の固定資産税の減免について

担当主管課：税務課資産税係（内線 255・256）

要望等内容	回答
<p>貴殿からの返答では、コミュニティープラントについて、大磯町税務課内の取り決めでの定義は、環境省及び大磯町美化センターの「市町村の管理運営する浄化槽」との定義とは異なり「市町村の管理運営しない浄化槽」としているとの事です。</p> <p>そうならば固定資産税の減免の対象とはならないのに、なぜそうしないのか理解に苦しむところです。</p> <p>私たちの、「特定の浄化槽に対する税の減免廃止」の提言から3ヶ月になりますが、いっこうに議論は深まらず、空転しています。貴殿は私たちの提言を受けつつもりはなく、また減免にどのような公益（公共の利益）があるのかの具体的な説明をする責任を果たすつもりもないのだと考えざるを得ません。</p> <p>そうであるならば法に則り、第三者機関にその判断を委ねざるを得ません。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、お寄せいただきました御意見ですが、前回は回答させていただきましたとおり、本町の「コミュニティープラント(集中処理浄化槽)に係る固定資産税の減額措置に関する内規」では、都市計画法等の指導を受け、開発等により民間事業者等が設置した集中処理浄化槽等をコミュニティープラント(集中処理浄化槽)としています。</p> <p>固定資産税の減免につきましては、大磯町町税条例及び大磯町町税減免取扱規程等に基づき固定資産の減免申請がされ、規定に適合する場合には減免を行うこととなります。</p> <p>御理解の程よろしくお願いいたします。</p>

目安箱受付日：H26. 10. 31

掲示日：H26. 11. 25